

広島県告示第九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成二十五年広島県告示第二百六十号及び第二百六十一号で認可した川尻安浦都市計画下水道事業川尻安浦公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年三月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

呉市

二 都市計画事業の種類及び名称

川尻安浦都市計画下水道事業川尻安浦公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十九年十二月二十四日から平成三十一年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし。

使用の部分

平成二十五年広島県告示第二百六十号及び第二百六十一号の事業地のうち、川尻町小用一丁目、小用二丁目、久筋一丁目、久筋二丁目、久筋三丁目、久俊一丁目、久俊二丁目、西三丁目、西四丁目、西五丁目、西六丁目、森一丁目、森四丁目、原山一丁目、小仁方一丁目、安浦町三津口一丁目、三津口三丁目、三津口四丁目、中央一丁目、中央北二丁目、内海南二丁目、内海南三丁目、内海南四丁目、水尻一丁目、水尻二丁目、大字中切字東麻島、安登西一丁目、安登西二丁目、安登西四丁目、安登西九丁目、安登西十丁目、安登東五丁目、中央ハイツにおいて事業地を変更し、同告示の事業地に川尻町久俊三丁目、原山二丁目、原山三丁目、小仁方二丁目、岩戸、柳迫、後懸、大見上、小用安浦町内海北三丁目、内海南五丁目、内海南六丁目、大字三津口字峠越、字水尻、大字内海字北川、字才崎、字赤仁田、安登東二丁目、安登東三丁目、安登東四丁目、安登東六丁目、大字安登字立石、字大谷を追加する。